

第四十六回国 参議院法務委員会會議録第六号

昭和三十一年二月二十日(木曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

二月十九日

補欠選任

大矢 正君

龜田 得治君

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君

理事 後藤 義隆君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

植木 光教君

大谷 賢雄君

鈴木 万平君

田中 啓一君

高橋 衛君

山高しげり君

政府委員

警察庁保安局長 大津 英男君

法務政務次官 天竺 良吉君

法務大臣官 房経理部長 新谷 正夫君

法務省民事局長 平賀 健太君

法務省刑事局長 竹内 寿平君

自治大臣官 房参事官 宮沢 弘君

事務局側

常任委員 西村 高兄君

会専門員

内閣総理大臣 野海 勝視君

官房参事官

説明員

大蔵省主計 秋吉 良雄君

局主計官

警視庁防犯部長 渡辺 清君

本日の會議に付した案件

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(元春防止に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の提案理由の説明はすでに聴取いたしましたので、本日は補足説明をお願いいたします。平賀民事局長。

大蔵省主計 秋吉 良雄君

局主計官

警視庁防犯部長 渡辺 清君

本日の會議に付した案件

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(元春防止に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の提案理由の説明はすでに聴取いたしましたので、本日は補足説明をお願いいたします。平賀民事局長。

○政府委員(平賀健太君) 本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨は、抵当権その他の担保権の登記における登記事項を合理的に削減するとともに、共同担保目録の制度を改善し、不動産の合併の場合の所有権の登記を簡明化するなど、不動産登記手続の合理化及び簡素化をはかり、もって登記事務の適正迅速な処理を可能にしますために、以下述べますように不動産登記法を改正しようとするものであります。

まず第一は担保権の登記の簡素化及び合理化でございますが、その一つといたしまして、抵当権その他の担保権の登記事項中元本及び利息の弁済期等の定めを登記を廃止することとしたし

ております。関係条文は、第百十五條、第百十六條、第百十七條及び第百三十六條であります。

現行法におきましては、抵当権その他の担保権の登記において元本の弁済期及び利息の支払時期の定めを登記することといたしておりますが、第三者對抗要件としてその登記をする実益がありませんのみならず、分割弁済または期限利益の喪失約定等の定めを登記し、またその変更があった場合にその変更の登記をするについて申請人はもちろん登記所においても繁雑な手続と費用を要しており、登記事務処理の滞滞の原因の一つともなっておりますので、元本及び利息の弁済期の定めを登記を廃止することといたしてあります。

次に、共同担保目録の制度を改善することとあります。関係条文は、第百二十二條、第百二十三條、第百二十五條から第百二十八條まで、第八十一條ノ四、第八十三條、第八十四條、第八十九條、第九十三條ノ三、第九十六條ノ二、第九十七條及び第九十八條であります。

現行法におきましては、民法第三百九十二條の規定の適用または準用のある共同担保である旨を公示しますために、同一の債権を担保する担保権の登記において、他の共同担保の目的たる不動産などを登記することとし、共同担保の登記を五箇以上の不動産について同時に申請する場合に共同担保の目的たる不動産等を表示した共同担保目録を提出し、これを登記簿の一部とし

て共同担保の目的たる不動産などの登記の簡略化及び明確化をはかっているものであります。共同担保の関係にあるすべての場合に、共同担保目録において一括して共同担保の目的たる不動産等の全部を明らかにすることが、公示制度上及び共同担保に関する登記手続を合理化及び簡素化するために望ましいので、以下述べますように共同担保目録の制度の改善及び活用をはかることとしたのであります。

まず、共同担保の関係となる担保権の登記を申請する場合に共同担保目録を提出することとすること。

次に、すでに共同担保目録が存する場合に、後に追加担保の登記の申請の際に提出される共同担保目録は、前の共同担保目録の一部として活用することとする。

さらに、担保権の目的たる不動産の分割または区分により共同担保の関係となる場合には、その登記を申請するときに共同担保目録を提出することとし、登記官吏が職権で分筆の登記をするときに、共同担保目録を登記官吏が作成するものとする。

最後に、共同担保の目的たる不動産の表示の変更もしくは滅失の場合またはその一部の担保権の登記の抹消の場合には、すべてその関係を共同担保目録において明らかにするものとする。

以上が担保権に関する登記の合理化であります。

第二といたしまして不動産の合併の場合の所有権の登記の簡明化をはか

ております。関係条文は、第八十五條、第八十七條、第九十七條及び第九十八條であります。

現行法におきましては、不動産の合併の登記をする場合には、合併前の各不動産の所有権の登記を移記することといたしてあります。合併後の不動産について単一の所有権の登記がなく、公示上はなほだ簡明を欠きますのみならず、最近激増しております宅地造成等により数十個の土地を合併した後これを分割するため数百個にも分割する事例のような場合におきましては、合併により数十個の所有権の登記を移記し、さらに分割後の各土地についてさらに数十個の所有権の登記をそれぞれ転写するために多大の手数を要し、都市近郊の登記所における登記事務処理の滞滞の大きな原因となっておりますので、不動産の合併の登記をします場合には、合併前の各不動産の所有権の登記を移記することをやめまして、登記官吏が職権で単一の所有権の登記をすることといたしてあります。

第三といたしまして、以上述べました以外の登記手続の合理化及び簡素化をはかっております。

まずその一つは、いわゆる保証書の提出にかかる登記申請における事前通知の制度は、これは第四十四條ノ二で規定いたしておりますが、実績によりますと、所有権以外の権利に関する登記についてはこれを廃止しても弊害がなく、かえってこれを存置しますときは担保取引の迅速円滑化を害するおそれもありますので、この制度を所有

第三部 法務委員会會議録第六号

昭和三十一年二月二十日【参議院】

権以外の権利に関する登記については廃止しますとともに、関係条文は第四十四条ノ二及び第四百四十四条であります。が、不動産の合併の登記においては、合併後の不動産の所有権の登記簿を作成交付する関係上、保証書を提出して合併の登記の申請の場合にもこの制度を採用するものとしたしております。これは第八十一条の二及び第九十三条の三であります。

次に合併後の不動産についての所有権の登記の登記簿として、現在は合併前の各不動産の所有権の登記の登記簿の全部を用いているのを改めまして、合併の登記の際に登記官吏が職権でいたします所有権の登記の登記簿を作成してこれを用いることとしたしております。関係条文は、第六十条、第八十一条ノ二及び第九十三条ノ三であります。

次に登記義務者に還付すべき登記簿証または保証書には、現行法においては申請書受附の年月日、受附番号及び登記権利者の氏名、住所をも記載することとしたしております。これは第六十条第二項であります。このような記載の実益もありませんので、こういう記載を廃止することとします。同時に、第六十条第三項の規定は、むしろ不合理でありますので、これを削除するものとしたしております。

次に、不動産の表示の登記のない不動産につきまして、所有権の登記または処分制限の登記の申請または嘱託の認められる特殊の場合にも、その不動産を特定し、明確にいたしますために、土地の所在図、地積の測量図または建物の図面、各階の平面図を提出することを明文で定めました。

第四に、以上の不動産登記法の改正法律の施行期日及び改正に伴う経過措置等を定めます。はか、不動産登記法の改正に伴う担保付社債信託法及び立木に関する法律の整理をいたすこととしております。これは附則に規定いたしております。以上でございます。

○委員長(中山福藏君) 以上で説明は終わりました。本案件に対し質疑のある方は順次御発言を願います。○稲葉誠一君 きょうはこの法案に対しての第一回の質問なものですから、法案そのものに入る前のことについて二、三お聞きをしていきたいと、こう思っています。

日本の登記法は明治十九年八月十三日に法律第一号でできたわけですが、その後の変更、改正です。それはどうういうふうになっていくのでしょうか。だいたいがたがたあったように聞くわけですが、これは旧登記法ですか、新登記法になってからでいいですか……

○政府委員(平賀健太君) 明治十九年以前は旧不動産登記法というものが制定されて、現行法になりました。これは明治三十二年の法律でございます。戦前におきましてはほとんどたいした改正というものはされておられません。ずうっと明治三十二年の制度を踏襲してまいりましたが、この不動産登記法の根本的と申しますか大きな改正が行なわれましたのは戦後であります。

まず第一は、制度、機構の改革によるものでございまして、戦前でありまして区裁判所またはその出張所におきまして登記事務を所管しておりました

のが、裁判所の管轄が戦後になりました。からは法務省の所管となり、法務局、地方方法務局において登記事務を扱うようになったというのが最初の改革であります。

その後、目ぼしい大きな改革と申しますと、これは昭和二十七年から手をつけたのでございますが、従来の大福帳式の登記簿を改めまして、現在のバインダー式の登記簿に改め、これが非常に大きな改正であったと思うのであります。これは昭和二十七年から始めまして七年がかりで実施をいたしました。

それからさらにその後におきます大きな改革と申しますと、それは昭和二十五年に税務署が今まで保管しておりましたところの土地台帳、家屋台帳が法務局、地方方法務局に移管されまして、二十五年から昭和三十四年に至りますまでは、台帳事務、それから不動産登記事務双方を法務局、地方方法務局で所管いたしておりました。

ところが、昭和三十四年から台帳と登記簿の一元化を行なうということでもって法律の改正をいたしました。三十四年から台帳と不動産登記簿との一元化の作業を始めまして、目下この作業が進んでおります。

非常に大きな根本的な改正と申しますと、そういう点であります。細部の改正はいろいろやっております。けれども、大きな改正と申しますと、以上の上の点であると考えます。

○稲葉誠一君 改正のことはあとでまた聞きますけれども、元来、日本の民法が、物権変動については、御承知のとおり、意思主義でフランス民法を踏襲しているといううか、とっているわ

けですね。そうすると、不動産登記法も、あれですか、大体フランスの法律制度といううか、それを手本にしたといううか、そういう形をとっているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行の民法並びに不動産登記法が、仰せのとおりいわゆる公示主義をとっておりまして、公信主義をとっていないという点では、まあフランス法式であると考えますが、不動産登記法自体は、どうもこの法律をそのままとったというふうなものではないように思うのでございます。私自身ドイツ、フランスの制度を詳細には存じませんが、この点はフランスに源があるというよりも、むしろこれは私どもの先輩が苦心をしまして日本独自のものをつくったと言わなければならないのではないかと考えるのでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、日本独自のものといううか、どういうところか日本独自のうか。

○政府委員(平賀健太君) 公示主義をとって公信主義をとらないという点では、これはフランス民法式だと思いがすが、登記の手續その他の面で、どうも現在のドイツ、フランスの制度であるいはその他の国々の制度と比較しても、必ずしも同じでない、違っております。点が相当あるようにございまして、なるほどこういう制度そのものはやはりヨーロッパの制度に範をとったのでありますけれども、個々の規定を見ますと、これは相当違いがあるように私は感じるのでございます。

○稲葉誠一君 まあ学者が比較法の研究をするわけじゃありませんから、こ

んなことを詳しくあれしても意味はありませんけれども、元来フランス法の主義をとったことは事実です。だから、公信主義でない、それから実質的な審査権がないとか、そういう問題が出てくると思うのですが、フランスでは人的編成主義をとっているわけですか。ドイツでは物的編成主義をとっているわけですか。これはどういふわけでしょうかね。人的編成主義をとったほうが便利な場合が多いのではないですか。

○政府委員(平賀健太君) これは利害得失いろいろあるかと思うのであります。が、問題は、実際の取引におきましては、ある不動産について取引をするという場合に、その不動産の権利関係がどうなっておるかということを見る必要があるわけで、やはり不動産をもとにして登記簿がつけられておるほうが、その権利者をもとにしてつけられておるよりむしろ不動産をもとにしてつけられておるというところのほうが合理的ではないかということ、日本の不動産登記法におきましては物的編成主義をとっているのじゃないかと私もは考えるのであります。フランスの不動産登記法の詳細を私存じませんが、けれども、その点につきましては、實際運用いたしました。日本の不動産登記法の根本のたまたまがどうもこれでは不便であるというところは私どもとしては感じないわけでございます。

○稲葉誠一君 名寄せ帳の場合は、人的編成主義のようなかっこうをとっておるわけでしょうか。これはどういふわけですか。これは税金の対象としてそ

のほうが便利だといってとっておるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 市町村におきましては、やはり固定資産税の課税などの関係から、名寄せ帳におきましては、人的編成と申しますか、人を中心に、所有者を基礎にして不動産の所有関係を明らかにしておくという便宜があるかと思うのでございます。しかし、法務局、地方法務局におきましてはそういう必要はほとんどないと言っていると思っております。

○稲葉誠一君 まあドイツ法式、フランス法式、いろいろ特徴があると思うのですけれども、トレンス式登記制度というのはいかほどの登録制と申しますか。トレンス式登記制度というのがあるのでしょうか。英米法系ではこれはほとんどやっていると申すのでございませう。

て、必ずしもアメリカなんかではトレンス制度は普及していないという実情でございます。

○稲葉誠一君 しかし、ドイツでも、トレンス式でも大体登記に公信力を認めるという行き方が強いのではないですか。日本の場合には公信力を認めませんね。それには何か特殊な理由があるわけですか。公信力を認めないことによって取引の安全という面から見て不便があるとか、そういうような点はないわけですか。そこをどういふふうに考えておられますか。やはり根本的な改革としては、登記自身に公信力を認めるという行き方をとらうとしていっているわけですか。そういうような基本的な改革はどうかというふうになっているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 公信主義をとるといふことになりまして、ドイツの民法あるいはドイツの不動産登記法のような場合に、やはり登記官に実質的審査権を認める必要が出てくるわけでございます。実質審査権を認めるということになりますと、やはりどういふかかかるといふことになってくると思っております。それで、日本におきましても、他人の不動産を第三者がほどこいふような事件もございまして、これはきわめて希有の例でございまして、多くの場合におきましてはそういう懸念はないのでございまして。そういう場合に、一々登記官吏が実質審査をするということになりまして、普通何でもない形式審査、書面審査でもって簡単に済む事件まで、非常に複雑な手数を要し、時間がかかるということに

なりまして、そういう点から見まして、公信主義、ドイツ式のやり方は非常にいいところはあります。その一方で、必ずしも実質に即したものでないところがあると思っております。それから、勢い登記官吏の数の現在の人数よりもっとふやさなければならぬということもございまして、それからまた、英米なんかのトレンス・システムをとっておきますと、そこでは、そういう綿密な実質審査をやらなくとも、むしろ公信主義をとった結果損害を受ける者が出たという場合には、国が補償する、そういう国の補償の裏づけというふうなこともやはり問題になってまいります。いろいろな面で日本の実情に合うかどうかという点は疑問であるように思っております。

○稲葉誠一君 昭和二十五年に税制改革があった。その後、いわゆる土地台帳とか家屋台帳は税務署の所管でなくなつたのでございませう。そのときに、市町村にそれを備えつけるべきだという意見が相当出ていたのじゃないですか。それを法務局、地方法務局のほうで取って一元化をしなければならぬというところの理由はどこにあったのですか。

○政府委員(平賀健太君) 昭和二十五年のあの税制改革の際におきましては、一部におきまして台帳は市町村に移管すべきであるという議論もございました。ただ、市町村に置かれるということになりまして、これは税務署時代でも同じでございまして、土地あるいは建物の現況は市町村が把握する、そして権利関係のみを登記所が把握する

るといふことになるわけでございますが、そうなりますと、たとえば新たに建物を建てたということになりますと、まず市町村に申告をいたしまして、その申告をしますと台帳ができるわけでございますが、台帳の謄本をもらって登記所に来てそして保存登記をするということになるわけでありませう。それからさらに所有権を移転するということになりますと、これはまたさらに登記所のほうから市町村に通知するということになるかと思っております。何か登記をする場合には、まず市町村役場に行つて、そしてその台帳の謄本をもらわなければ登記所に行つて登記の申請ができない、これは税務署時代も同じなのでございませう、そういうことになる。

それからまた、二十五年の税制改革によりまして固定資産税が地方税になったわけでございますが、市町村としてむしろ徴税の立場にある者に土地建物の現況を把握させるという建前が、むしろそういう固定資産税の徴税というところと関係のない国の機関、法務局、地方法務局が土地建物の現況を把握するといふ建前のほうが公正なんじゃないかという、これは建前論であります。そういうこともございませう。

いづれにしても、権利関係は登記所です。それからその権利の基礎になつておきますところの不動産の現況は市町村が把握するといふのは、やはり二元的な制度であつて、適当でないのではないかと、当時から、その後現在

行なつておきますところの台帳、登記簿の一元化という構想もございまして、やはり登記所に移管をする。そして将来登記簿と台帳を一本にするというところのほうはより合理的でもあるのではないかと。ことに台帳移管前におきましても、登記簿における不動産の登記にはまず当該不動産の表示現況が登記される建前になつておまして、これはまさしく台帳とダブルのわけでございます。将来一元化ということも考えますと、制度のあり方としては、法務局、地方法務局に所管させることが一番合理的であるという見識から法務局、地方法務局に移管させることになりましたのでございませう。

○稲葉誠一君 いまでも、家屋台帳なり土地台帳の謄本というか副本というか、副本は、固定資産税を取る関係上、市町村に送つておられるわけではございませう。

○政府委員(平賀健太君) これは固定資産税の関係でございますので、権利関係に変動がございまして、法務局のほうから市町村に通知をするということになっておられます。これは固定資産税の関係でございませう。

○稲葉誠一君 そこで、昭和三十五年の法律第十四号、いわゆる一元化ですね、一元化の仕事は、その後どういふふうに進んでおるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 一元化の仕事は、ただいま仰せのとおり、昭和三十五年から本格的に始めまして、現在四年目の作業をいたしております。これは全体で十一年計画でやる予定でございまして、昭和四十六年の三月三十一日をもって完了するという計画でございます。だいたい順調に進歩をいたしております。

○稲葉誠一君 これは、初めは、メートル法の施行期日の関係がありまして、昭和四十一年の三月三十一日までですか、それまでに終わることになっていないのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 当初私どもの計画いたしました際に、メートル法の完全実施が昭和四十一年の四月一日から完全実施するということになっております関係で、それまでに終わらせたいということと五年計画で計画を立てたのであります。ところが、何ぶんにも土地が約二億筆、建物が約四千万個と膨大な事務量でございますし、これを五年間に全部完了するということがなりません、事務量も実に膨大でありますし、それに伴いまして予算額も膨大な額になりますので、どうしてもそれは無理であるとの結論に達しまして、四十六年の三月までに十一年計画ということにもう最初から変更いたしましたことで着手いたしましたのであります。

○稲葉誠一君 最初からそういうように変更したのですか。途中から変更したのじゃないですか。最初というのはいつのことですか。

○政府委員(平賀健太君) そういう五年計画という計画を立てたこともございしますが、発足のときからすでに十一年ということでもできました、三十五年に本格的に始めましたときはそういう計画で発足したのでございます。

○稲葉誠一君 そういふふうに関係に答弁していただけますか。これはメートル法の実施期日が昭和四十一年四月一日、それまでにきめたいということでも最初進んだのじゃないですか。ところが、大蔵省のほうの関係で予算がとれなくなつて延びたのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 当初は、ただいま申し上げましたように、五年計画ということで一番最初は計画いたしましたので、あるいはこの委員会なんかでそういうことを申し上げたかもしれぬと思うのでございますが、三十五年に本格的に発足します際には、はつきり十一年計画、四十六年三月三十一日まで完了するというところで着手をいたしましたことは間違いございません。

○稲葉誠一君 その点は私のほうもよく調べてみますけれども、そうすると、一元化のために非常に事務量が膨大になってきたわけですね。法務局の職員にそれに対する手当はどういうふうにしたわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 事務量が非常にふえましたことは仰せのとおりでございますが、経常事務以外にこういう余分の事務をいたすわけでありまして、それをカバーいたしますために、現在予算で組み入れられておりますのは、職員の超過勤務手当、それから事務応援に要する旅費、それから賃金が見られております。大体これです。

○稲葉誠一君 超過勤務手当というものは具体的に幾らぐらいになるのか。賃金というものは、臨時雇いを雇ったのでしょ。そのことでは、賃金というものは、

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。○稲葉誠一君 こつちから言わないとなかなか答えられないですけれども、もう少し答えてもらいたいものです。そうすると、その臨時雇いというのは、どのくらい雇ったのですか、どう

いう標準で雇ったのですか。前の超過勤務と旅費のほうも明らかにして下さいます。東京が十七人とか横浜が六人とか、僕のほうで読みませうか、ここに表があるから。

○政府委員(平賀健太君) 超過勤務手当でございますが、これは昭和三十八年度本年度から他の超過勤務と一緒に込みで計算されておまして、職員一人当たり月十二時間ということで超過勤務が見られておまして、したがってして、一元化だけの関係の超過勤務手当は、これは三十七年度までは一元化だけの関係で超過勤務手当が見られておまして、三十六年、三十七年におきましては職員一人当たり月三時間という計算で出されておりました。三十八年度からはほかの超過勤務手当と一緒にになりまして、職員一人当たり十二時間という計算で見られておまして、それから三十九年度も同じやばり月十二時間という予定になっておまして、それから賃金でございますが、三十八年度本年度におきましては約総額五千七百万円でございます。それから三十九年度におきましては六千四百万円程度に増額される予定になっておまして、

○稲葉誠一君 旅費は。○政府委員(平賀健太君) それからなお、一元化関係の先ほど申しました事務応援旅費というのが二千二百万円でございます。

一元化関係におきましては、予算の総額は、超過勤務は除きますが、約一億七千万円でございます。○稲葉誠一君 一元化の関係での旅費が二千二百万円というのはいつのこと

ですか。それから一億七千万円というのは、これはいつのことなんでしょうか。○政府委員(平賀健太君) 一億七千万円というのは、今年度もそうでございますが、来年度におきましても大体同額でございます。若干ふえております。

○稲葉誠一君 賃金ですね、これは臨時に人を雇ったわけでしょう。どういふ基準でそれを雇ったわけですか。何人雇っているんですか。臨時に一元化のために人を雇ったわけでしょう。○政府委員(平賀健太君) そうでございます。

○稲葉誠一君 その内容です。内容は、三十八年度におきましては一人当たりの一日の単価は四百十円でございます。三十九年度におきましては、その単価が増額になりまして、四百五十円になる予定でございます。

○稲葉誠一君 それは一人当たりの単価も重要ですね、どういふふうな根拠でそういうふうな臨時の人を雇うようになったのか、根拠があるんじゃないのですか。事務量がこれだけだからこうだとか、いろいろあるのじゃないですか。○政府委員(平賀健太君) もちろんそれは事務量、ことに賃金の臨時雇いにやらせることが相当な事務量を計算いたしましたして、この人数を出しまして、それにこの単価をかけた上で賃金予算の総額が出ておるわけでございます。

となんです。全部の法務局で臨時職員を雇っているのじゃないですか。○政府委員(平賀健太君) 一元化の作業は、全部の登記所で一斉にやっておるわけではございませんで、大体全国の十分の一の登記所が毎年やっておるわけでございます。一元化の関係の賃金の職員というのは、実際一元化の作業をやっているところだけでございます。全登記所というわけではございません。

○稲葉誠一君 だから、全登記所がすべてこうやって人を雇っているわけですか。それから登記所によってやっておるところによって非常に人数が違うのじゃないですか。だから、どういふ根拠でその人数を出しているのですか。○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございますが、不動産の数の多いところとそうでないところとございまして、賃金職員の配置というのは、仕事の量にに応じてまちまちでございます。

○稲葉誠一君 だから、その基準となる仕事の量は幾らかと、こうお聞きしているわけですよ。計算があるんじゃないのですか。それがなくちゃめちゃくちゃじゃないですか。○政府委員(平賀健太君) 詳細な数字はあとでまた調べまして申し上げますが、ごく概略がいつまで申し上げますと、土地の総筆数は、先ほど申し上げましたように、約二億でございます。それから建物約四千万でございます。

作業は、一登記所について申し上げますと、一年目には移記をする。不動産登記簿の表題部に台帳あるいは――

まあ台帳から移す場合が大部分でござ
います。あるいはまた、場合により
ましては現在の登記簿の表題部から不
動産の表示に関する事項を移記いたし
ます。この移記の作業を初年度にやり
まして、二年目にはそれを登記簿の中
に編綴するという作業をいたしてあり
ます。したがって、一登記所につ
きましては、二年かかるとしてその登
記所の登記台帳の一元化が完了するわ
けでございまして、そういうわけで十
年かかって全部が完了することになる
わけでございます。土地の総筆数が
二億、それから建物が四千万個でござ
いますので、毎年の平均はその十分の
一ずつをやっているということになら
うかと思っております。であります
から、土地につきましては二千万
筆、それから建物につきましては四百
万個、これが現在一元化の作業で移記
並びに編綴が行なわれている、そうい
う計算になるわけでございます。

ごく大ざっぱな数字でございますが、
なお詳細な数字につきましては、
のちほど資料につきまして調べまして
お答え申し上げます。

○稲葉誠一君 それもそうですけれど
も、私の直接お聞きしているのは、各
法務局で臨時に雇っている人の人数が
みな違うわけでしょう。たとえば高松
では一人しか雇っていない。横浜が六
人、大阪では九人、神戸では四人、名
古屋では五人とか、あるいは金澤、富
山、広島、福岡、仙台、福島、これは
みんな二人ずつですね。これは何に
よってこういうふうな人数の割り振り
をされたのかというんです。一年間の
所有権移転個数を計算して、一日幾つ

処理できるという計算で割っていった
んじゃないんですか。

○政府委員(平賀健太君) それはやは
り経常事務の繁忙度、たとえば東京で
ございまして大阪でございましてとか
というふうなところでは、地方と不動
産の数自体はそう開きはございませ
んけれども、都会地におきましては権利
関係の移動が激しい。経常事務が非常
に多い。そういうところは定員職員が
なかなか一元化の作業をやる余裕がな
い。ところが、地方の登記所におきま
しては、不動産の個数は必ずしも少な
くないにいたしまして、経常事務は
それほど繁忙ではない。ある程度の余
力がさける。そういう関係で、繁忙な
地方にはどうしても賃金職員の賃金予
算がたかさん配賦になるという、そう
いうことでございます。

○稲葉誠一君 それはあなたの言われ
るところはあたりまえなんです、一般論で
しょう。そうでなくて、一年間の所有
権移転個数の合計が六万個以上の庁で
一日に二百八十処理できるというふう
な形で計算をしてこの数を出したん
じゃないですか。それを聞いていたん
じゃなく、私は、事務繁忙のところへ
人がたかさん行くのはあたりまえのこ
となんです。

○政府委員(平賀健太君) どうも私御
質問の趣旨がよくわからないのでござ
いまして、一元化の関係の賃金……
○稲葉誠一君 臨時職員の人数です
よ。

○政府委員(平賀健太君) 一元化の関
係の賃金でございまして、これは経常
事務の事務量、それから移記並びに編
綴をすべき不動産の個数というものを
基準にいたしまして全体の量や予算の

総額も出し、それを配賦するにあたり
まして、各登記所の経常事務の量、そ
れから不動産の数というものを基礎に
して配賦いたしているわけでございます
して、その基準によってあるところは
非常に多くなりまして、またあるところ
では少ないという結果が生ずるのは
当然であるように私も思うのでござい
ますが……

○稲葉誠一君 それじゃ、いま各法務
局で実際に臨時に一元化のために雇っ
ている人数がいろいろ違うわけでしょう。
その一覧表があると思うんですね。いまこ
こでわからないければあとでいいから出
してほしいと思います。

○政府委員(平賀健太君) これは普通
の勤務日はずっと続けて働くわけでご
ざいまして、大体二百五十日前後に
なるわけでございます。そうして、先
ほど申し上げましたように、一登記所
につきましては二年かかって一元化の
作業を完了します関係で、同じ人が引
き続いてやってくれるほうが仕事の能
率も上がります関係で、大体同一登記
所に二年間引き続いて同じ賃金臨時雇
いが勤める。それから二年たちまして
それが終わりますと、今度は次の同じ
管内の他の登記所で一元化が始まるわ
けでございまして、本人の交通、住ま
いなんかの関係もございまして、それ
も、なるたけならば同じ人が次の登記
所も続いてやってくれるようにという
ことを私どもは希望しているわけでご
ざいます。そういうことになってしまし
て賃金職員として働いてくれておると

いう人がかなりあるわけでございます
す。

○稲葉誠一君 これは大蔵省のほうで
よく知っておるのかわかりませんが、
二百五十日分の賃金として計算してい
るのじゃないんじゃないですか。もっ
と日にちがずっと少ないのじゃありま
せんか。二百五十日というのはどこか
ら出てきたのですか。

○政府委員(平賀健太君) 一元化の関
係のほかの関係で賃金職員も採用いた
しておりますが、一元化だけに限りま
すと四百五十人から四百六十人くらい
の全国的に臨時職員が現在働いており
ます。

○稲葉誠一君 そうじゃなくて、その
人が、一年が三百六十五日だけれど
も、臨時職員だから日曜や祭日は出な
いわけでしょう。だから、その日は日給
は出さないわけでしょう。そういうも
のを引いて何日分働くものとして予算
を組んであるのかと、こういうんで
す。いまあなたのお話だというと、二
百五十日というけれども、それは違う
のじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 二百五十日
と申しましたのは不正確でございまし
て、土曜日の半日を入れてまして約三百
日でございます。

○稲葉誠一君 三百日分として予算を
組んでいますか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおり
でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、それは土
曜日は半額ですか。

○政府委員(平賀健太君) 土曜日は半
日でございますので、土曜日を二日合
わせまして一日分、全一日として計算
しまして約三百日ということになりま

す。それを基礎にして賃金予算は組ん
であるわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 そんなにならぬいで
す。三百六十五日のうち、日曜は幾日
あるのですか。日曜は五十何日もある
のじゃないですか。それを引いて、そ
うして土曜日がやはり五十何日あるか
ら、それを二日分を一日にするのだけ
から、三百日なんかになりつけないじ
ゃないですか。算術の試験みたいで恐縮
だけれども、そんなことではだめで
すよ。

○政府委員(平賀健太君) どうも何
度も訂正いたしまして申しわけござい
ませんが、正確に申し上げますと二百
七十五日でございます。

○稲葉誠一君 二百七十五日分として
賃金を計算してはいますか。

○政府委員(平賀健太君) それで計算
いたしております。

○稲葉誠一君 もう訂正はないでし
ょうね。僕のほうももっと調べますが、
数字が違いますよ。これはあとから調
べて別の機会にもっとあれます。私
どもの計算とずいぶん違いますよ、そ
れは。

それから賃金が幾らですか。四百五
十円とか言っておりましたね。しか
し、それは、東京や大阪は四百五十円
だけれども、ほかの都市はいまのところ
三百七十円じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど四百
十円と申しましたのは、積算する場合
の単価でございまして、実際にはやは
り土地によりまして四百十円では雇え
ないところもありますし、また、三百
七十円とか八十円とかというところで
雇えるところもございまして、そこは各
地の実情によって違いますので、四百

十円はこれはあくまで平均の単価なのでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、これは同じ人がもう五年以上やっておる場合もあるのじゃないですか、臨時でね。そういう人が十年以上やるとなると、賃金は一体どうなんでしょうか。どうやって上げていくわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点がございまして、地方法務局におきましてはそういう点も考慮いたしまして予算の範囲内で少しづつ上げておる、そういう運用のいたした方をいたしておる。

○稲葉誠一君 その臨時職員はほとんどふえていくわけですね。一元化が進捗するに従って、これを正規の職員に切りかえるというか、任用がえするといふか、そういうことは法務省として考えているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) その点も考慮いたしております。年々定員職員に欠員が生じますので、欠員が生じた場合にはできる限り賃金職員の中から優秀な者、法務局職員として十分職務にたえるという者を選びまして、これを定員職員の中に組み入れていくという措置をやっております。

○稲葉誠一君 その点もまたあらためてあとでお聞きしますがね、きょうでなくて、いままでも臨時に働いていた人が正規の職員になったのは年度別どのくらいあるか、いままでもなくていいです、あとで明らかにしてくれませんか。

○政府委員(平賀健太君) 取り調べましてお答え申し上げます。
○稲葉誠一君 あとで山高先生の質問があるのであまりあれですから、短く

しますが、もう一つだけお尋ねするのは、現在の登記の件数といいますが、それから台帳件数もあるわけですが、それがこのところ、十年くらいでもいいし、五年くらいでもいいですが、どういふぐあいにふえているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 事件表を差し上げたほうがわかりやすいと思っておりますので差し上げますが、たとえて申し上げますと、甲号事件—登記簿に記入をする事件は、昭和二十六年は約五百万件でございましたが、三十七年におきましては一千万件になって、約二倍にふえております。三十八年の推定では、一千七十万件というふうなふえたものと推定されます。

それからいわけゆる乙号事件—謄本、抄本、閲覧事件を乙号と申しておりますが、これが、昭和二十六年におきましては五百七十万件でございましたが、三十七年度におきましては五千八百万件というふうなぐあいに十倍以上にふえておるといふような実情でございまして。

それから台帳の例について申し上げますと、昭和二十六年の甲号が四百万件で、これは一元化の作業がほとんど進んでおります関係で台帳事件は減るわけでございますが、三十七年におきましては大体四百三十八万件で、あまり変わらない。一時五百万件程度になったこともございますが、現在では二十六年当時を若干上回る程度という現状でございます。

そういうわけで、登記事件は年々増加しておるといふのが実情でございます。

○稲葉誠一君 そすると、事務量は、昭和二十六年をかりに一〇〇とした場合に、登記件数が甲号、乙号、台帳件数が甲号、乙号ありますが、合計すると何倍くらいになっているのですか。私どもの計算では大体五倍以上に

なっていると思っております。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。三十七年につきましては五・二五倍、三十八年度の推定では五・六三倍、五倍以上になっておるといふことでございます。

○稲葉誠一君 それに付随しての登録税や手数料も入ってきておるわけですね。これもふえておるはずだと思っておりますけれども、大体同じような数字でふえておると思っておりますが、この点はどうですか。

○政府委員(平賀健太君) 登録税、手数料も大体五倍前後になっております。たとえば昭和二十六年を例にとりまして、七十億でございます。それが昭和三十八年の推定では三百五十億ということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、事務量が約五倍にふえ、登録税や手数料も約五倍にふえておるといふことがわかるわけですが、そこから法務局の予算定員はどのくらいふうらなっているんですか。五倍ふえておるんですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、予算はなかなか定員の増加というのが困難でございます。しかしながら、ここ数年来大蔵省のほうでもよく実情を認識していただきまして、昭和三十

五年でございまして、百四十二名の増員が認められまして、以来、三十六年度には十人、三十七年度には百人、三十八年度は二百人、三十九年度にはさらに二百人増員が認められる予定になっております。

○稲葉誠一君 これは、数は二百人の場合もあるし十人の場合もあるんです。いま言った事務量の登録税や手数料が五倍以上になっているのに、その年度に比較して予算定員はどういふうらなっているのかというんです。

昭和二十六年の予算定員は何人でした。三十七年の予算定員は何人です。

○政府委員(平賀健太君) 二十六年度は予算定員が八千九百二十七人でございます。三十八年度は九千七百九十四名というようになっております。

○稲葉誠一君 三十八年度は事務量と登録税や何かが推定ですから、三十七年ののはっきりしたものを比較すると、三十七年の予算定員は九千五百九十四人じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十一年間かかって八千九百二十七人が九千五百九十四人にふえたとなると、一体これはどの程度ふえたのですか。一割もふえていないじゃないですか。七%しかふえていないじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、くだいよいうですけれども、事務量が五倍以上になっているんじゃないですか。五倍以上になつていて、人間がふえておるの

は一割にもならないんじゃないですか。七%でしよう。そういうことならば、当然法務局の職員の事務量の負担が非常に重くなることは目に見えておるんじゃないですか。これに対して大蔵省に対して要求しないんですか、強

く、どうなんです。大蔵省はどういう見解をとっているんですか。こんな——

こんなと言つては悪いけれども、ことに法務省あたりは人がいいし、おとなしいし、わりあい正直だから、これはあと回しだというふうな軽く扱っているのが従来の大蔵省の考え方ですね。そうでもないですか。そういうようなことが多いわけですか。こういうようなのはおかしいじゃないですか、常識的に考えたら。これはあなた主計官であれすけれども、主計局長はきょう来られないというけれども、こういう事実はどうしたらいいんですか、大蔵省として。もっと理解を持って、もっと人数をふやすとかいろいろなことをするとか、当然考えなくちゃいかんんじゃないですか。どういふふうに考

違うわけでございますが、依然として問題は残るわけでございます。

どうも、大蔵省は、いつものことでございますけれども、予算編成方針といたしまして、極力定員、機構の膨張を抑制するという方針が従来堅持されておりました。そういう制約のもとにおいてしかも職員の過重負担をなるべく軽減するというようなことを従来とも配慮してまいっておるわけでございます。ところが、こういう定員抑制もなるべくしないでほかのほうでも極力過重負担を解消するという方法も検討いたしましておりましたが、その一番いい方法といたしましては、やはり事務効率化をはかるということで、乙号事件につきまして非常に有効な機械器具でございますとこのころのコピー複写機、あるいは特殊タイプライター、あるいは銅板、そういった経費を中心といたしまして毎年逐次増額いたしておりました。今年度につきましても、対前年六百万円の増になっておるかと思いますが、特に複写機の増加につきまして配慮をしております。これも数字を申し上げますと、多少ラウンド・ナンバーで恐縮でございますが、コピーにつきましても二十九年の保有台数に比べて約三十倍、それから特殊タイプライターも三十倍となっております。それから記入用の銅板につきましても、これは数字はあるいは間違っておるかもしれませんが、二百倍じゃなかったかと思いますが、そのように、そういった経費も重点を置いて極力御要望の線に沿って予算を計上してまいっております。

それからまた、登記台帳の一元化といった登記の基本的な改正に伴いまして、御承知のように台帳の事務量がそれに伴いまして減るわけでございますが、そういったことも勘案いたしまして、相当事務量の負担の減少をはかっております。増員につきましては先ほど申し上げましたような経過でございます。三十七年度につきましても、純増百人に對しまして、三十八年度は二百人、引き続きまして三十九年度二百人ということになっておりました。これも行政管理局ともしろいろ相談した結果の数字でございます。

過重負担の問題につきましては、今後とも私も十分予算問題につきましても検討してまいりたいと考えます。

○稲葉誠一君 ほかいろいろいいます問題に関連して聞きたいことがあるんです。たとえば甲号と乙号との担当者の比率の問題、甲号一に對して乙号が〇・一ぐらいの比率でしよう。だから、乙のやる人が非常に負担が重くなるわけですね、こういうような事実関係もあるわけですね。こういうふうな関係とかいろいろありますけれども、きょうはこの程度にしておきます。

それからまだ問題がありますのは、いわゆる法務局の職員の宿直手当の問題ですね。去年の何月でしたか、人事院から判定が出ましたね。あれはどいう判定でしたか。去年の十二月二十六日に出たでしょう、人事院から判定が。

○政府委員(平賀健太君) これは法務局、地方法務局の出張所の問題でございますが、非常に小規模の出張所が多いございまして、職員一人、二人というふうな庁が非常に多いのございまして、そういう少数人数庁におきましては、所長が年じゅう庁舎に付属してお

ります居住室に家族とともに起居いたしておりまして、同時に宿直勤務にも服しておるわけでございます。一般の宿直とは多少異なる面もございまして、宿直はやはり宿直なのでございまして、従来その宿直勤務に對して全然手当が支給されてない。で、法務省におきましても、何らかのこの手当が支給されるべきであるということ、ここ数年來問題にしておったわけでございます。ところが、今日まで実現をみていなかったのございまして、昨年の十二月に人事院の判定がございまして、やはり何らかの宿直手当が支給されるべきである、まあそういう結論が出されておる次第でございます。

○稲葉誠一君 この人事院判定によると、一番おしまいのほうですが、昭和三十二年以降該出張所一カ所について年間一〇日分、また三十七年度からは六四日分に相当する宿直手当予算が計上されていることが認められるが、今後法務当局において組織、予算の面から出張所長にかかる負担を軽減ないし除去するよう配慮することが望ましい。と、こうなっているわけですね。最後の4のところですが、これに對して、法務省としては大蔵省なりにどういふふうな交渉をしているわけですか、いまの段階で。

○政府委員(平賀健太君) 人事院判定にございまして、三十六年度までには、そういう小規模のすなわち七人庁以下の出張所におきましては、年間わずか十日分の日直手当が、宿直ではございませぬ、日直手当が支給されておったのございまして、これは法務省のほうでこれではどうもいかんとい

うので、せめて全休日六十四日全部の日直手当は支給してもらいたいということ、三十七年から全休日六十四日分の日直—日曜、祭日でございませぬ、その手当だけは支給されることになったのございまして。ところが、遺憾ながら宿直手当のほうはまだ実現をみていない。やっとな昨年の暮になりまして、暮の二十六日に人事院の判定が出まして、その結果人事院規則の改正が行なわれることになるわけでございますが、改正が行なわれれば、それに基づきまして法務省といたしましてもさらに強力で宿直手当の実現に努力をいたしたいと考えております。

○稲葉誠一君 いまの点について大蔵省ではどういふふうな考えるわけですか。

○説明員(秋吉良雄君) 先ほどの人事院の判定の結果、十二月に人事院の判定が出たわけでございますが、これは実は私予算の主計官でございますが、担当部局のことを申して恐縮ですが、給与課が主管になります。しかし、私の知る限りにおいて御答弁をしたいと思います。御承知のように、当該官庁が宿直手当を幾らにするかというところは、これは人事院規則できめられるようになっております。たしか三百六十円の範囲内です、こうなっております。関係上、人事院の担当局で今後いろいろ検討することと思っておりますけれども、国の付属の機関あるいは民間がどうなっているか、そういった常直制度でどういった給与状態であるかという実態調査等、いろいろ総合的な検討を早急に始めるものと期待しております。その結果に基づきましてできる

だけ早く合理的な結論を見出したい、このように思っております。

○稲葉誠一君 きょうの質問はこれで終わりますが、今言った問題、特に法務局の職員の待遇が非常に悪いわけですね。これは朝八時半から勤務しなくちゃ實際上ならぬわけですね。ほかのところは朝八時半に行かなくてもいいのかもしれない、と言ったり語弊があるかもしれない、お客さんが来るかもしれない、五時半から行かなければならぬ。それで五時半から行かなければならぬ。終わってからもおそくまで勤務しなければならぬ。しかも、一元化の問題で非常に事務量が多くなっている。こういうふうな問題がたくさんからんで臨時職員の待遇の問題なり、いまのいわゆる常直手当というのですか、この手当の問題、たくさん問題があります。いまの定員増の問題とか、こういうふうな問題については、これはあらためて質問をすることにします。

きょうは、時間の関係もありますから、第一回の質問ですから、この程度で終わっておきます。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと平賀局長にお願いしておきたいのですが、不動産登記法の改正に關連してお願いしておきたいのです。それは、市町村合併とこの法律の改正によって、登記所というものが新設されたり移転されたり、あるいは統合されたり廃止されたりするわけですね、全国的に。その四つの項目についての数字的な何か資料があれば、この次までにお出し願います。皆さんの参考のためにお願います。

○政府委員(平賀健太郎) できるだけ集めて提出するようにいたします。

○委員長(中山福蔵君) それでは、本案に対する質疑は一応この程度にいたします。

○委員長(中山福蔵君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題として、売春防止に関する件につき質疑を行ないます。山高君。

○山高しげり君 売春防止に関する件で関係の御当局にいろいろお尋ねしてみたいと思います。

最初にお伺いしたいと思うことは、売春防止法という法律が昭和三十一年にできまして、ことしで九年でございませぬが、その九年間この法律でいろいろお取り扱いになりました事件の概況というふうなものを、大体のこととて、こうでございませぬか、最初に承らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹内寿平君) お話のように、売春防止法が施行されましたが、特に十年に近いのでございませぬが、特に罰則の適用を見ましたのが昭和三十三年の四月でございませぬが、それ以来売春防止法違反事件を検察庁といたしましては受理し、これを処理してまいっておりますのでございませぬ。

統計の上から見ますと、受理をいたしております人員は逐年減少の傾向を示しております。その減少の傾向をどういうふうに考えるかというところが問題なものでございませぬが、一応この売春防止法の目的は緩慢ながら果たしていかうかという見方も成り立つかと思ひます。ございませぬけれども、一面、売春防止法違反の罪が悪質化し、潜行化してま

いりまして、検挙もさぶる困難になつてきておられるところを見ますと、その実相というものは、この数字が示しておられるような減少の面で樂觀を許さない、やはりわれわれのわからない面において相当まだ売春事犯というものがあつてはなからうかというふうな考へられるのでございませぬ。

さうして見てもございませぬが、関係機関の方々と密接に連絡いたしまして、事犯の防圧と、売春防止法が目的といたしておられます。転落婦女子の保護更生に つとめてまいつておられるのでございませぬ。特にことしの秋にはオリンピックも開催されるという事情もございませぬし、現状をこのまま放置いたしません。これは、単に日本婦人の品位をけがすというだけなもので、国全体の品位をけがすことになるのでございませぬ。それぞれの機関におきまして十分な連絡をとつて検査処理に一段の工夫をこらし、ただいま私どもに与えられておりますところの売春防止法だけでなく、あらゆる法規を活用いたしましてその実をあげてまいりたいと思ひております。

こまかい数字はまた御質問によりまして申し上げますが、あらましを申し上げますと、以上のとおりでございませぬ。

○山高しげり君 ただいまのお答えで当局としてのいろいろお考えになる御様子がおわかりのこととほつこうだと思ひます。そこで、さうさうの次に伺つてみたいことは、いまのように、オリンピックも差し迫るといふので、この品位をけがすようなことのないよう、この法律のみならず、他の法規も活用して善処したいと御当局はおつ

しやるわけでございませぬが、私ども目の前にいま風俗営業等取締法に関する法律の一部改正に伴ひましてマスコミなどにもしきりと報道されておりますヌード・スタジオとかトルコ風呂とかいうもの、これは見方を変えれば赤線の復活のようにも見えますし、新しい管理売春の姿かなあというふうにも解り得るのでございませぬが、そのトルコ風呂なりヌード・スタジオの現状につきまして御関係の筋から少し御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(大津英男君) ヌード・スタジオ及びトルコ風呂についての御質問でございませぬので、簡単に概況を申し上げます。

昨年の二月末現在でヌード・スタジオにつきましては警察庁のほうで調査いたしましたところでは、百九十八軒のヌード・スタジオがあります。これは、都市の盛り場、あるいは温泉地の観光地等が大体おもとところでございませぬ。そういうところに所在しておるもの、その他がございませぬ。大体そういうこととてございませぬ。

それからその営業の形態としましては、入場料あるいは会費というものを支払ひまして、不特定の者に観覧をさせておるといふものが大半、特定の会員に観覧をさせておるといふものはわずかに軒だけというふうなことでございませぬ。

ヌード・スタジオにつきまして、警察のほうの取り締まりといたしましては、特に昨年あたりから非常に力を入れてましてやっておりますのでございませぬが、統計的に年間のものがちよつと手元でございませぬので、昨年の七月から九月までの二か月間に全国一斉の計

画的な取り締まりをやつた際の数字でございませぬが、その際の状態を申し上げますと、この百九十八の大体三〇%程度の六十軒が公然わいせつその他の事犯で検挙されておるといふことでございませぬ。検挙総数が二百三件、二百十名、こういうことでございませぬ。公然わいせつ、あるいは職業安定法違反、あるいは興行場法違反、入場税法違反、児童福祉法違反、その他の法令違反、こういう形で検挙しておるといふのがヌード・スタジオについての概況でございませぬ。

それからトルコ風呂のこととてございませぬが、これは本年の一月末調査をいたしましたところでは、全国で三百九十軒のトルコ風呂がありまして、約七千二百名の従業者がいるということを確認をいたしておるわけでございませぬ。三百九十軒のトルコ風呂の中には、公衆浴場法によって許可を受けておるものもございませぬし、あるいは旅館業法によって旅館の許可を受けおるものもございませぬし、あるいは旅館の施設として営業をいたしておるといふものもある、こういうふうなことでございませぬ。

それから昨年昭和三十一年中に取り締まりをいたしました結果でございませぬが、トルコ風呂の従業者あるいはその従業者が各種の法令に違反いたしましたものの検挙は四十四件、二十七名、こういうことでございませぬ。児童福祉法違反、あるいは職業安定法違反、労働基準法違反、公衆浴場法違反、売春防止法違反、風俗営業等取締法違反、こういうふうな法律を適用いたしまして検挙しております。

大体以上のようなことでございませぬ。

○山高しげり君 それで現況でございませぬが、これは増加の方向へ動いておるのではございませぬか。

○政府委員(大津英男君) トルコ風呂につきましては、昨年中にも相当数ふえておりますし、また最近でございませぬものもあるといふので、若干増加の傾向が認められる、こういうことでございませぬ。

○山高しげり君 それから分布でございませぬけれども、やはり東京が一番多数でございませぬか。

○政府委員(大津英男君) 東京がやはり一番多いといふことでございませぬし、警視庁管内で百四十八のトルコ風呂がございませぬ。警視庁の関係が一番多いといふことでございませぬ。

○山高しげり君 先ほど刑事局長からもオリンピック云々というお話が出たのでございませぬが、まあ私どもの耳に入つてまいりました。またお話を申しましよるか、多少われわれの目に触れないこともないものでございませぬけれども、オリンピックで外国からたくさんお客様がお見えになることに対して、急いで新しいものを建てることとか、これでひとまうけとかいうようなことがないでもないように思ひますのでございませぬけれども、当局としては、そういうこともお考えに入れて、ここで取り締まりの強化と申しますか、あるいは、先ほどトルコ風呂に關しては御許可をなさるときに公衆浴場法によるものとか旅館業法によるものとかいろいろあると承りましたけれども、その許可をなさるときに、あまり新しいものは許可しないとか、何かそういう手

心と申しますか御方針というふうなものがあつたのでございませぬか、それ

とも、条件にかなってどんどん建てれば、認可は必ず許されるというふうなふうのものなのでございませうか。たいへんにしろろとの質問でなければ

○政府委員(大津英男君) トルコ風呂

の許可は公衆浴場法あるいは旅館業法によって許可をされておるわけでございますので、警察のほうでこれについて許可をしないというふうな権限がなくてはいけません。結局先ほど申し上げましたように、その点につきましては、方針として、そういうものをどういふふうな何と申しますか制限のしかたで、距離あるいは配置の基準とか、あるいは許可をするに際してはどうかいう構造設備あるいはどういふふうな措置をすべきかというふうなことは、これは公衆浴場法に基づきまして厚生省のほうで指導されまして、いろいろ条例とか基準とかいふものをあつくりになって都道府県知事が許可をしておる、こういうふうなことでございませう。

○山高しげり君 公衆浴場法、旅館業

法ともに厚生省の御所管でございませうので、厚生省の御当局にもお出ましを願えばよかつたかと思ひますけれども、それはまた別の機会に譲りたいと思ひます。

ともかく、私も多少は現場の視察をしてみましたのでございませうけれども、たとえばトルコ風呂のごとき、格別旅館に併設されていないトルコ風呂で、全部が個室、まあ浴室と申しませうか、そういう設備であつて、どこが公衆浴場でもあろうかと思ひますが、

日許可になつてゐるという事実については、私も非常にふしぎに思つてございませう、このことはまたあらためて厚生省にお出ましを願つて伺つてみたいと思ひますけれども、ある週刊誌に載せておられますように、あれが事実といたしますれば、その中で行なわれてゐることは、あるいは厳密にいへば売春行為ではない、もつと特別なものであるというのかもしれないけれども、広く解釈をして風紀上望ましくないことは明らかではないかと思ひます。警視庁からお出ましいたので、いさう少しくその辺を、実際にいろいろ東京というところについて御苦労をなすつていらつしやるお立場から、いまは警察庁からのお話でございませうけれども、特に東京トルコの風呂なりあるいはヌード・スタジオについて私の質問にお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(渡辺清君) 警視庁の取り締まり状況等についてお尋ねでございませうので、お答え申し上げます。

まずヌード・スタジオの状況から申し上げますが、ヌード・スタジオは都内に現在十二軒ございませう。一昨年末は十六軒ございませう。これらの業者の中に公然わいせつ罪に当たるような事犯があるというふうなことをしばしば耳にもいたしたもので、昨年警察庁からの御指示もございまして警視庁でもこの種の取り締まりを強化いたしましたので、昨年中に検挙をいたしましたものが九件ございませう。四十三名の被疑者が送検をされております。このうち、業者の三名が公判請求をされております。そういう状況でござい

まして、犯罪は、先ほど局長から申し上げましたように、公然わいせつ罪が一番多いのでございまして、取り締まりをその後も強化をしておりますが、まだ全然改める傾向がないというふうな者も見えております。と申しますのは、その後続いで二回検挙になつた業者もある状況でございまして、目が離せない状況でございませう。

それからトルコ風呂の状況でございますが、トルコ風呂につきましては、局長から申し上げましたように、現在百四十八軒ございませう。一昨年末は百一十軒ございませうので、昨年中に三十七軒ございませうか増加をしておるという状況でございませう。いまお話をいたしました個室は、われわれのほうでは二千室くらいあるというふうに見ております。ここに従業しているミス・トルコと称する女の子が三千名くらいあるであろうというふうに考へております。そのほかに、現在申請中のものが四軒あるように聞いております。

週刊誌に出ているような状況ということでございますが、業者の中には、何と申しますか、スペシャルと申しますか、そういう風紀上おもしろくない行為を、黙認と申しますか、こういう場所をやつておるものもございませう。昨年警視庁で検挙いたしましたものは三十件ございませう。法条違反といふことは、職安法違反が十二件、児童福祉法違反が七件、労基法違反が四件、その他の法令違反七件という状況でございませう。児童福祉法違反については、略式で罰金を取られました者が二名、公判請求を受けております者が二名でございませう。その他の法規に

ついては、起訴猶予になつておる者が多いのでございませう。そこで、トルコ風呂がなぜ問題になるかという点をしほつてみますと、結局、われわれの目から申し上げますと、個室があるというところが問題でございませう。昨年来取り締まりの結果を通じて東京都と折衝をしておりますが、東京都でも業者を集めまして警告を、また、十月五日には局長通達をもつて、オリンピックを迎えるにあつて国際的に批判を受けるような行為はやらないようにその旨を従業員にもよく示達をしようという趣旨の通達が出ているように伺つております。また、本年になりましてから、二月の、

本月初めでございますが、東京都に業者を集めまして同様趣旨の示達をいたしました業者に警告をしております。警告をしておりますが、問題の個室解消というふうな点については、これがなかなか根が深いので、直ちに解消するといふふうな問題でもございませうが、警視庁といたしましては、個室があることがやはり問題であるというところから、公衆浴場法を改正をして、これはまあ法律によりませうか、条例でできるか、なお法的には検討をしなければならぬ段階でございませう。個室解消について手を打つてくれというのを衛生局長に近く私が申し入れをいたしましたので、警視庁の意見もさしておる段階でございませう。

それから従業時間でございますが、深夜おそくまで従業するといふ点が問題の二でございますが、このおそくなるといふことについては、公衆浴場法に浴場は午後十時までの営業というこ

とがきめられておるようでございますけれども、これについては罰則もありませんが、条例では罰則をつけられないというふうなことで、やはりこの種のものを順守させるには罰則もときに必要ではないかというふうな考えから、その点配慮をしてもらいたいというところを申し入れるようにいま準備をしておるようでございます。

で、個室の解消、深夜の営業ということがなくなつてまいりますれば、また違つた姿になるのではないかと。その点を主務官庁である東京都衛生局と今後折衝をして解消させるべく努力をしたいと考えております。

○山高しげり君 ただいまのお話の中でも、個室の解消は問題点の一つだけであつてとおっしゃつたようですが、それはどういふ意味でございませうか。これは構造設備の基準を設けるといふふうなことでございませうか、法的にどういふことになつていませうか、根深いといふことをいつい何にも配慮しないで申し上げたのでございませうが、そういう法的な検討が不十分だといふ意味で私うっかりそういうことを申し上げたやうな次第でございませう。根深いといふことではないわけでございます。法的にまだ検討不十分といふ意味でございませう。

○山高しげり君 どうもこちらの聞き方も少し悪かつたかもしれませうけれども、いろいろ根深いことがどうもあつたらしく感じるものでございませうか、そう聞いたわけでございますが、

ひもの問題であるとか、新しい形態の管理売春の問題、そのほか従来から懸案になっておりますいろいろな問題があるわけですが、その小委員会におきましては、たとえは、悪質のひもであるとか、あるいは新形態の管理売春といったようなものも、現在の法律においても取り締まることが可能である、主として運用面の問題として考へることが現在の段階では適当であるといったような方向の意見があったわけですが、なお改正を必要とする意見もありまして、さらに今後の実績なり売春の状況の推移を見た上で、もっと慎重に検討する必要があるというところで、現在の段階では結論を出さないことになっております。

○山高しげり君 もう一つ伺います。その新しい管理売春云々という中にヌード・スタジオなりトルコ風呂が入っているわけですが、いかがですか。

○説明員(野海勝視君) 私ども総理府は売春対策審議会の庶務を扱っております立場なので、その辺のところは関係各省庁に御意見をいただいたほうがいいと思っております。その当時、ガイド・クラブであるとかトルコ風呂といったようなものは具体的な例として議論されておったと思います。

○山高しげり君 そうすると、そのときには、まだヌード・スタジオというものも出てこなかったのですか。

○説明員(野海勝視君) 私の記憶では、ヌード・スタジオについての議論はあったとは思っておりません。

○山高しげり君 現実には非常に急速に動いているということをどういってお話をしながら痛感するものでございまして、私は審議会のある委員の方から去

年の夏ごろヌード・スタジオの話も出ておりましたが、それは承ったのでございまして、それはいずれでもよろしゅうございまして、事態は非常に急速に動いている。それでどういう現実に対応して審議というものは進められるものかと私どもは考えているわけですが、伺っておりますことは、現在風俗営業等取締の法律改正も国会が審議に入っているわけですが、私も、ヌード・スタジオにいたしましても、トルコ風呂にいたしましても、これは新しい形式の管理売春と解釈ができるわけですが、売春防止法の改正でそのことを解決をするという以外に、今回の風俗法の改正の中でそのことに触れなくてもよいように私ども思うのでございましてけれども、そういうことに対しては売春対策審議会というものは何にもタッチなさらないわけですが、格別、法改正というところが、売春防止法の改正には限らないので、お話に出ていた単純売春の問題でも、ひもの問題でも、新しい管理売春の問題でも、現行法でも運用ができるのではないかと、そういうわけなっておりますか。たとえ審議会がそこでとまっておりますけれども、ほかのほうから風俗法の改正の動きが出てきたという場合に、あの中へひとつこちらのものを入れたらばというふうなお考えというものはできないものなのですか。審議会というものは、

○説明員(野海勝視君) 先ほど御説明いたしましたのは第一小委員会の審議の状況でございます。総会におきましては、先ほど以来議論に出ております

す各種の問題が各委員からも出され、また、各委員が現地を視察していただき、その結果の報告などによって具体的に各省庁の意見なりを出されておる状況でございます。

○山高しげり君 まあ審議会の事務当局でございまして、それ以上は申し上げませんけれども、私どもはこの審議会というものを国民は相当の期待をかけているということも申し上げ、したがって、風俗法改正などの動きに対してももう少し機動的に審議会で御審議になって出てきていただくことができてほしいという希望をここで申し上げて、先に進ませていただきたいと思っております。

最後に、法務省の御当局に承りたいと思うのでございまして、先ほどから現在のヌード・スタジオとかトルコ風呂の現状についていろいろ承りまして、幾らか意見も申し上げてきたわけですが、御所管の売春防止法なる法律に対して法を改正しなければならぬという必要をお認めになっていないのでしょうか、その点について政府次官にお伺いしたいと思います。

○政府委員(天竺良吉君) 売春防止法を改正すべきであるという意見がございまして、法務省当局といたしましては、事務当局にも売春防止法の運用の実態をよく把握するように、そして規定の不備、欠陥等についてはよく検討するようにと申しております。わが国の売春防止法というものは、各国の立法例と比較いたしまして、もきわめてすぐれた立法に属するものでございまして、また、その基調とす

る廃娼主義というものは国際条約の理念にも合致するものでございまして、これを改正するということにつきましては、慎重な態度で臨むべきであるというふうにお考えおられるところでございます。

○山高しげり君 御趣旨は一応御説明でわかりましたのですが、まあ慎重を期するということもけっこうでございます。まずけれども、実は、先ほど総理府のほうからの御答弁の中にも、売春対策審議会においても現行法でもある程度のことができるのだという御意見が出たというお話がございましたけれども、過去におきましてもそういう声を法務省の御当局から聞かないでもないように私どもも思っています。しかし、事態が刻々に推移をしておりますので、最初刑事局長は、現段階においては、最初刑事局長はその点にも幾らかお触れになったように思うのでございまして、私も、私さしあたり問題になってくる新しい管理売春を押えていくとか、もう非常に必要に迫られてはいる段階ではないかと申すので、ですから、慎重という言葉は非常に抽象的でございますけれども、もう少し具体的なお考えが伺わしていただきたかった。ことに立法は相当すくれたもののように仰せになります。したがって、世間はざる法と申しております。私どももまた婦人団体の立場等でこの立法のときに協力をしましてまいりました立場で、世間からはあんなものはざる法で何にもならぬいじゃないかとずいぶん責められるような立場にも立っております。それでもないよりけっこうだというふうにお考え法に徹底にも協力をしてきたつもりでございまして、もうざる

も八年も使いますとだいたい古びてまいりまして、ざるの目をこらさずにはりもうちょっとこまかくしなければならぬ段階に到達しているように思うのでございまして、そのほうの改正の御準備といえますようなことに着手していただけないものでございませうか。実は、こんなことをここで申すのはどうかと思っておりますけれども、前大臣中垣大臣のときに私はそのことを前国会で質問を申し上げて御賛成をいただいたのでございまして、私も、大臣さんがわかっておしまいなるとこれはどういふものかなあという気持ちもしいではございませんので、きょうはぜひとも大臣にお出ましが願いたかったのですけれども、御健康上というやむを得ない理由でございまして、この点につきまして私がどういふ気持ちでこのことをお伺いしているかということをお含みをいただきまして法務省としての御見解をお述べいただきたいと思っております。

○政府委員(天竺良吉君) この前からの関係もございまして、法務省でいろいろやっている点もあると思っております。刑事局長からお答えをさせていただきます。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま政府次官が述べになりましたように、この法律の改正につきましては、きわめて慎重な態度をとっておりますことは申すまでもございませんが、だからといってこの法律が完全無欠なものであるという前提に立っているのではありませんので、仰せのように刻々と情勢が変わってまいります。諸般の現象

を絶えず私どもといたしましては実態をつかむことに努力をいたしまして、これの改正の要否という点につきましては終始熱心に研究をいたしておるのでございます。

そこで、私の考えをちょっとつけ加えさせていただきますが、たゞいまお話のございましたトルコ風呂にいたしまして、個室をかまえておいて、そこで売春が行なわれているということ、これが明らかになりますならば、これはまさしく売春防止法十一條あるいは十二條によりまして嚴重な処罰ができるわけでございます。問題は、そこで売春が行なわれているかどうかということが証拠が十分つかめていないということに帰着するのでございます。

そこで問題はなかなか捜査がむずかしい。むずかしいからほうっておいていいのかもしれないことになりまして、売春というところまではいかなければ、トルコ風呂のような施設というものは、売春につながる、推測されるような危険な現象であるということになるかと思つてございまして、そこで、売春そのものではないといたしましても、売春につながる危険な施設、そういうものの運用という点になりまして、先ほど警察庁のほうからおあげになりました幾つかの法律がございまして、そういうものの運用、特に今回警察庁でお考えになっております風俗営業等取締法の改正強化というふうなものも、すべてそういうふうなものにつなげる危険性のある行為を行政的に取り締まってそれを防遏することによって最後の目的である売春というものを防止して、こう、こういうふうなところをねらいが存すると思つて

ございまして、外延に属する現象を嚴重に取り締めていく。もしその法規において不備なものがあるならば是正していくということがとられなければ、売春防止法を余さず漏らさず網の目のようにつくりまして、捜査においてその実態が明らかにならない限りは売春防止法ではやれないわけでありまして、そういう点を私どもといたしましては考慮しつつ慎重に現象の分析検討をいたしておるような次第でございまして、何とぞ御了承願いたいと思つて

○山高しげり君 たいだいまの御答弁よくわかつたのでございませけれども、まあ現行法でもいろいろの問題に対して対策が立てられる、運用操作というふうなお話は先ほども出たわけでございますが、トルコ風呂とかヌード・スタジオのような、一部の方にはプラスがあるのかもしれないけれども、国民大衆から見ればマイナスだらけでプラスは何にもないという施設が今度の風俗営業等取締法の改正案の中になぜ含まれなかつたのかという点に私ども非常な疑惑を持っておるわけでございますが、そのお答えをいただく方がきょうここにはお出ましがないのでございしやうか。それぞれの御関係の立場でけつこうでございすから、その点に触れた御答弁を願いたいと思つて、たとえ、ぜひ含ませたかったけれども入らなくて残念であつたということでもけつこうなでございすけれども、何かございすか。その点が、いま御説明になつたような非常な危険な施設であるにもかかわらず、これが風俗営業で取り締まることのできない。なぜ深夜喫茶だけを第一段階と

解りなされて、今回の改正点の中にこれらの施設が入らなかつたのかということが私ども非常に不思議に感ずるのですね。ここでこういう形でお尋ねするのはおかしいのかもしれないけれども、やはり広い意味の売春防止対策になると思つて、どなたでもけつこうですから、私の疑念をひとつお晴らし願いたいと思つて

○政府委員(大津英男君) 今回風俗営業等取締法の改正案をお願いしておりますが、ここで取り上げております問題は、最近の深夜喫茶等が少年非行を誘発するとかあるいは非行少年のたまり場になつておる。こういうふうな点に着目いたしまして、環境浄化の意味でそれを中心にした風俗営業法の改正をお願いしております、こういうことでございます。

私どももトルコ風呂の問題につきましては全然検討をしておらないというわけではないのでございすますが、この問題につきましては、現在、公衆浴場法という法律があり、あるいは旅館業法という法律があり、それぞれの法律に基づいて許可せられておる。しかも、その法律に基づいて風紀上の措置を講ずるといふことが条例で定めることができるというところで書いてございすし、さらに、その条例に違反した場合にはおきましては、罰則もついておりますが、行政処分をもつて営業の停止、あるいは許可の取り消し、こういうこともできると、こういうことになつておるのが現行の公衆浴場法の建前でございます。そういう意味におきまして、この法律に基づいての条例の制定がまだなされておらないというふうなことは、現行法を完全に実施して

おらないのじゃないか。むしろそういう点を検討をさせていただき、そうして現行法のもとにおいてもなすべきことを十分に対策を講じていただいで、その上でなおかつ必要なことがあるかどうか。また、現行のそういうことでおかつ構造、設備等が検討の結果どうしてもこの法律を改正しなければならぬのだということになりますれば、公衆浴場法を改正していただくこともあろうと思つて、まあ風俗に全然関連のないことでもございせんけれども、やはりそういう現在の公衆浴場法の運用あるいはその改正ということ、を厚生省当局で検討していただくのが一番正しい方法ではないか、かように考えまして、厚生省とも打ち合わせを、厚生省に検討方をお願いしております、こういうふうな状況で風俗営業法の改正には取り上げなかつた、こういういきさつでございす。

○山高しげり君 なぜ風俗法に入れなかつたかという理由は一応御説明でわかりました。それに対していろいろ申し上げたいこともございすけれども、また別な機会に譲らせていただいで、最後にもう一つ伺いたいのは、トルコ風呂は公衆浴場法というその法律がございすけれども、ヌード・スタジオというものは何にもよるところの法律のない施設ではないかと思つてございす。これはいかがでございすしやう。

○政府委員(大津英男君) 現在興行場法という法律がございまして、これはやはり保健衛生の見地からの法律でございすけれども、観客に対し、あるいは音楽を聞かせる、あるいはショーを見せる、その他スポーツその他の見せ

ものを行なう、こういうふうなもの興行場法の適用があるわけでございますが、これも厚生省所管の法律でございす。この法律によつての許可を受けないで営業したというものについては興行場の無許可営業ということ取り締まりもいたしておりますが、同時に、興行場法で考えられておりますもの、コマ以下と申しますか、非常にいかがわしいものがあるということになりますれば、これは興行場法違反の問題も同時に、刑法百七十四條の適用ももちろん考えられるべきものでございまして、もしそのようなことをするの目的のものでありますれば、これはもちろん許可可るべきものではなくして、むしろ取り締まり一本で臨むべき業種ではないか、かように考えておるような次第でございす。

○山高しげり君 ヌード・スタジオというものは、あんまり数もございせんし、それから地方的な分布も、大都市以外には温泉場というふうなところで、一般の国民大衆はほとんどその存在も知りませんし、活用もあまりしておらないと思つてございすけれども、いまおっしゃつたように、興行場法で許可になればできる。しかし、それはあまり数がふえないところを見ると、企業としてもそうたいへんもうからないのかもしれない。そうすると、大局から見てあまり国民のために望ましくない業種と申しますか施設と申しますか、それでもやはり憲法というものがあつて、どんなことをやつてもいいというふうな考え方になるものなんでしょうか、それとも、あまり好ましくないものはなるべくふやしていかない

というような方針をとっていただくというようなことはできないものなんですか。

○政府委員(大津英男君) 興行場法によつての許可を受けておるといふことにつきましても、これは警察が許可をしていくというわけではございませんので、何ともその辺につきましても申し上げかねるのでございますけれども、やはり、営業の自由とか職業選択の自由とか申しましても、ほんとうに健全なものであるべきである。したがつて、不健全なものについては、憲法においても公共の福祉に反しない限りにおいては営業の自由であり職業選択の自由であるといふことではございませうから、御趣旨のような点は私どももまことに同感でございますけれども、法律的にこれをふやすとかふやさないとかいふようなことを取り締まらるる局としていかにするかといふような方針といふものはきめかねると、こゝういふようなことではございませう。

○山高しげり君 ただいまの御説明はよくわかりました。私どもももう少しまた求めるべきところへ求めなければならぬと思つてございませうが、従業婦の問題が一つ最後に残つてゐるの改正が非行青少年問題から出てゐる。これはしばしば御説明も聞いてゐるのでございませうけれども、トルコ風呂のミス・トルコにいたしましても、スリード・スタジオのモデルさんにいたしましても、ああいう業態でございませうから、ほんとうに入つてお客にでもならない限りは実態はわからないといわれている。そこに働いてゐる女の子たちの問題、これはおそらく労働

省の御所管になるのかと思つてございませうけれども、私どもが少しのぞいて見ましても、未成年の人もおられます。このごろの娘さんは体の発育がよろしいのですから、二十ですといへばそれで通るわけではございませうけれども、いろいろ実際に問題がございませう。それから私どももさういふところにいる娘さんたちと少し話し合つてみましたけれども、やっぱり婦人の立場ではちよつと話し合いをするのもつらいような問題がございませう。ずいぶんさういふところを乗り越えてもう平気になつてゐる娘のほうは数は多いと思つてございませうけれども、まあ一種の落ちていくといふか、そこにはやはり売春防止法の目的に触れるような問題もあるように考へます。

さういふわけではございませう。第一回の質問としてこの程度で打ち切らしていただきたいと思つてございませう。まだまだこまかいところいろいろの問題を残しておりますので、ほんとうに風営法の改正の中に幾らかこのことが入つたらどんなにいいだろう—まだ望みを捨てたわけではございませうけれども、きょう御答弁をわすれませんでした。それぞれの御当局のお話の中にもいろいろむずかしい問題と意欲的に取り組んでおられる御様子もわかりました。これはたいへんにあわせてございませう。たけれども、国民が抱いておられます一つの疑念—繰り返して申し上げますけれども、下のほうではお役人もまじめにやつていらつしやる。現実を当面してあつてもさうも相当な意欲を燃やしていらつしやる。しかし、あるところまでいくと何だか消えてしまつて、現在の日本では、あんまりさういふ問題はさわらないほうがいいのだ、現状維持

で放置をしておいたほうがいいんだよといふような圧力がかかると申しましよるか、国民から考へると、どうもそこいらが明瞭でないといふ雲がかつてゐるような疑惑がございませう。これは御関係の方々によくおわかりのことと思つてございませうけれども、国民がさういふ疑惑を持たずに済みませうように、ひとつますます御努力が願ひたいといふことを最後に希望をいたしまして、本日の質問を打ち切らせていただきます。

○委員長(中山福藏君) 本件に関する質疑は一応この程度にとどめまして、本日はこれをもって散会いたします。午時零時三十二分散会

二月十四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、印鑑法制定に関する請願(第四五六号)
一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願(第五四二号)

第四五六号 昭和三十九年二月四日受理
印鑑法制定に関する請願
請願者 鹿見島県鹿屋市長 永田良吉
紹介議員 田中茂穂君
印鑑証明は各市町村の条例に委せられてゐるため取扱いがまちまちになつてゐるから、その取扱ひの正確を期するため早急に法制化を図らねばならぬとの請願。
印鑑証明の重要性は社会的にも法律的にもいまさら言うまでもないところであり、とくに昨今のように社会が複雑

になり、商取引や不動産の売買等がひんぱんに行なわれるようになると、ますます社会に対する役割が大きいものになつてくる。印鑑証明事務もはや一市町村の範囲だけにとどまらず、全国的なつながりを持つに至つてゐる。このように重要な印鑑証明を各市町村の独自の条例にまかせ、そのまちまちな取扱ひを野放しにしておくことは種々問題がある。

第五四二号 昭和三十九年二月六日受理
戦争犯罪関係者の補償に関する請願(二通)
請願者 福岡県久留米市国分町七九六 宮生貫一外二百四名
紹介議員 柳木 亨弘君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第三号中正誤
ベジ段 行 誤 正
一 三 終わり 六日の職権 六日に職権
二 三 審査を 審査を
三 四 所有の空地 所有の宅地
五 三 同社の勘定 同社のB勘定

一五八 関係がない 関係がなくはないといふ
二 三 〇 この空地の この宅地の問題
三 一 三 ものではな ものではな
四 一 〇 かるうかと かるうかと
五 一 八 意見を 意見を
六 一 〇 意見を 意見を
七 一 〇 意見を 意見を
八 一 〇 意見を 意見を
九 一 〇 意見を 意見を
一〇 一 〇 意見を 意見を

第四号中正誤
ベジ段 行 誤 正
二 三 終わり 葉代単価を 葉代単価を
三 二 〇 三 網走二カ所 網走外二カ所
四 二 二 語幣 語幣
五 二 五 定員増の手 定員増の形
六 四 終わり 派遣 派遣
七 二 〇 〇 三貴兄御 〇 三貴兄御
八 二 〇 〇 御活躍 御活躍
九 二 〇 〇 不全を期し 不全を期し
一〇 二 〇 〇 大体一倍 大体一倍
一一 二 〇 〇 整理その他 整理その他
一二 二 〇 〇 カルシウム カルシウム
一三 一 〇 〇 つじつま合 つじつまを
一四 二 〇 〇 わして 合わして

二二 終わり 葉代単価を 葉代単価を
二三 〇 三 網走二カ所 網走外二カ所
二四 二 二 語幣 語幣
二五 二 五 定員増の手 定員増の形
二六 四 終わり 派遣 派遣
二七 二 〇 〇 三貴兄御 三貴兄御
二八 二 〇 〇 御活躍 御活躍
二九 二 〇 〇 不全を期し 不全を期し
三〇 二 〇 〇 大体一倍 大体一倍
三一 二 〇 〇 整理その他 整理その他
三二 二 〇 〇 カルシウム カルシウム
三三 一 〇 〇 つじつま合 つじつまを
三四 二 〇 〇 わして 合わして

第三部

法務委員會會議錄第六号

昭和三十九年二月二十日

【参議院】

昭和三十九年二月二十七日印刷

昭和三十九年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局